

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和5年9月19日（火） 午前9時57分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第110号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議案第111号 ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定につ
いて

議案第112号 ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議案第113号 ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定
について

議案第114号 ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例制定につ
いて

議案第117号 消防ポンプ自動車購入売買契約の締結について

2 請願・陳情

陳情第36号 市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求めることについて

○出席委員 8名

総務生活委員会 鈴木道生 委員長
深谷寿一 副委員長
萩原隆行 委員
宇田貴子 委員
大内健寿 委員
加藤恭子 委員
薄井宏安 委員
井坂章 委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

企画部	森 山 雄 彦	企画部長兼市長公室長
	磯 崎 直 美	広報広聴課長
	小田倉 淳	広報広聴課係長
総務部	永 井 四十三	契約検査課長
	小 室 剛	契約検査課係長
市民生活部	白 土 光 伸	市民生活部長
	梅 原 忠	市民生活部参事兼市民活動課長
	布 施 孝 行	市民活動課係長
	住 谷 真 志	市民活動課空家等対策推進室長
	岡 部 憲 道	市民活動課空家等対策推進室係長
	鈴 木 健 嗣	生活安全課長
	祖 傳 尚 文	生活安全課長補佐
	金 子 昌 和	生活安全課係長
	森 島 邦 洋	生活安全課係長
	住 谷 太 一	スポーツ振興課長
	鈴 木 信 也	スポーツ振興課長補佐
	四 倉 英 明	スポーツ振興課係長
	鈴 木 泉 美	市民課長
	海 野 美 信	市民課長補佐兼係長
	小石川 誠	市民課係長

○事務局職員出席者

議会事務局	鯉 沼 光 人	次長補佐
	佐 藤 ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和5年9月19日(火)

午前9時57分 開会

○鈴木委員長 皆さん、おはようございます。定刻前ではございますが、全員おそろいですので、ただいまから総務生活委員会を開催します。

本日の付託案件は、議案6件、陳情1件、以上7件です。

審査の進め方につきましては、最初に議案の審査をした後、陳情の審査を行います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは最初に、議案第110号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 おはようございます。

では、議案第110号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

○鈴木委員長 では、着座にて。

○白土市民生活部長 はい、失礼します。

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の施行等に伴い、従来、コンビニにおいてマイナンバーカードと暗証番号により印鑑登録証明書が取得できていたところに加え、本年11月頃よりマイナンバーカード機能を搭載した移動端末設備、いわゆるスマートフォンを用いての取得が可能となることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案書3ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条の改正といたしまして、左の第15条の2の中段「利用者証明用電子証明書」を、右の「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改正をいたします。

次に、4ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条の改正として、左の上段の「個人番号カード」を、右上段の「次のいずれかに掲げるもの」として、中段以降、「第1号、個人番号カード」「第2号、移動端末設備」に改正をするものでございます。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 コンビニでの印鑑登録証明書の発行については、春頃に、システムの不具合から求めた印鑑登録証明書と違うものが出てきてしまったというような事案も報道されておりますけれども、本市における状況や対策について伺います。

○鈴木委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 本市の状況をお答えいたします。

まず、宇田議員がお話し申し上げていらっしゃいました件につきましては、新潟市ですとか、

さいたま市などで、5月に印鑑登録の誤発行があったことについてかと思われま

す。こちらについては、私どもの茨城計算センター、依頼先になりますけれども、こちらの計算センターにおいては、それについての回答をこちらに報告いただいております。点検などもしていただきましたことに加え、ひたちなか市においては誤発行はないという報告になっております。

以上です。

○鈴木委員長 宇田委員。

○宇田委員 はい、分かりました。本市においては誤発行はなかったということは確認されているということでした。

一方で、今回はカードではなくて、スマホにそのカード機能を搭載させて、スマホで印鑑登録証明書が発行できるようになるということで、スマホ自体のセキュリティーについてはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 スマートフォンにつきましては、スマートフォンの中に入っておりますICチップに、その電子証明書が搭載されることとなります。こちらにつきましては安全性の高いものとされておりまして、こちらは危惧するものではないかと理解しております。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第110号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論します。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の施行等に伴い、印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備、主にスマートフォンに搭載したマイナンバーカードの電子証明書機能を使用する方法の追加等を行うものです。これにより、マイナンバーカードを持ち歩いたり出し入れすることなく、いつも持ち歩くスマートフォンで手続きができることになり、マイナンバーカードの紛失、置き忘れの心配もなくなり、利便性が向上するという一面はあるかもしれません。

しかし、政府は、取得が任意であるはずのマイナンバーカードについて、現在、様々なシステムの不具合や人為的ミスによる個人情報の漏えいが問題となっているさなかにあつてなお、多くの国民の不安や疑問などは置き去りにして、危険性はまともに伝えず、宣伝・普及、利用拡大に力を入れていることは問題です。

そもそもマイナンバー制度の本質は、国民には少しばかりの利便性と引換えに、国民のあらゆる情報を国が一元管理し、徴税強化や社会保障費抑制を狙うものです。しかも、制度の創設、維持、普及のために国民の税金が湯水のように使われ、国民のあらゆる情報が民間事業者のものの種として利活用されることとなります。

今後は、スマートフォン搭載による情報漏えい、なりすましによる悪用の危険も指摘し、本議案に反対します。

○鈴木委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○鈴木委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第111号 ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 では、着座にて失礼いたします。

議案第111号 ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定につきましては、ひたちなか市が所有する美田多集会所が、国土交通省が進めている那珂川河川災害関連工事、いわゆる堤防建設工事に係ることから、集会所施設の供用を廃止して解体するため、条例中の集会所施設を規定する表から当該集会所を削除しようとするものでございます。

議案書3ページの新旧対照表をご覧ください。

左側の表の2行目、美田多集会所でございますが、この名称、位置を削除するものでございます。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 堤防工事のために美田多集会所を解体ということは分かるんですけども、今までそこを使われていたと、地域の住民が。そのことについて今後の対応はどうされるのか、地域の理解なども含めて、伺いたいと思います。

○鈴木委員長 梅原市民生活部参事兼市民活動課長。

○梅原市民生活部参事兼市民活動課長 今回、那珂川の築堤工に係り、美田多集会所を移転、移転というか、なくすわけですけども、美田多集会所は柳沢美田多自治会に属しておりまして、柳沢美田多自治会に関しましては、那珂湊コミュニティセンターの柳沢館というところをメインで使っておりまして、自治会の中に1つ、集会所がございます。

また、旧那珂湊市の頃から美田多集会所をお使いになっていただいたんですが、1つの自治会ということで、これからはそちらで集会等を行うということで、地域の方々とは協議をして了解いただいているところでございます。

○鈴木委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第112号 ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 着座で失礼いたします。

議案第112号 ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、管理不全空家等に関する規定が追加されたところでございます。

この改定を受けまして、本条例に規定する適正な管理がされていない状況としていた管理不全空家について、今後は法の規定する管理不全空家等として管理するための改正を行うとともに、この条例において引用する同法の条項について移動が生じることから、引用条例の変更を行うなど所要の改正を行おうとするものであります。

議案書3ページの新旧対照表をご覧ください。

主な改正点といたしましては、第2条においては、定義を変更し、右の第4条の所有者等の責務においては、市が推進する空家等対策への協力を追記するものでございます。

そのほか、4ページの新旧対照表につきましては、引用条項の変更を行うなど所要の改正を行おうとするものであります。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 これまで市が独自に定めていた管理不全空家等というものと、今後、法的に定義される管理不全空家の違いについて伺います。

○鈴木委員長 住谷市民活動課空家等対策推進室長。

○住谷市民活動課空家等対策推進室長 これまで市が独自に規定していた管理不全空家については、特定空家にまでは至らない状態ではあるけれども、危険性を有するような空き家、例え

ば外壁等の浮きがあったり、屋根の剥がれ等があって飛散のおそれがある場合など、こういったものを規定して、そういった建物が、例えば災害時、台風時とかに外壁の飛散等があった場合、緊急安全措置によって危険性を排除できるよう対応するために規定していたものです。

今後、空家特措法改正で施行される管理不全空家については、現在、国のほうでその認定の基準等を定めているところでして、それがまだ示されておりませんので、これまで市が規定していたものどのように違うかというのは明確には申し上げられませんが、特定空家に至らないように、事前に前もって対応できるよう管理不全空家というのを設けて、それに対する指導とかを行えるようにする規定ですので、その認定としては、やはり外壁の浮きであったり、樹木の隣地越境で近隣への悪影響が想定されるもの、あとはブロック塀のひびとか、そういったものが認定の基準になろうと思いますので、大幅な違いはないとは想定しております。

以上です。

○鈴木委員長 宇田委員。

○宇田委員 今後、法に定められる管理不全空家というものについて、固定資産税の優遇措置との関係ではどのようになるでしょうか。

○鈴木委員長 住谷市民活動課空家等対策推進室長。

○住谷市民活動課空家等対策推進室長 今後、法に規定される管理不全空家については、市のほうで国の定める管理指針に従って所有者に対して指導を行い、一定期間経過してもなお改善されない場合、勧告を行います。勧告を行った際には、その空き家の固定資産税の住宅用地の特例が解除されることとなります。

○鈴木委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第113号 ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 着座で失礼いたします。

議案第113号 ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今般の佐和駅東西自由通路及び新駅舎の供用開始に伴い、新たに東口が開設されることから、

駅利用者の利便性の向上を図るため、佐和駅東口に、北側及び南側の2か所に自転車駐車を整備いたします。

今回は、現在整備を進めております佐和駅東口北側の自転車駐車場が今年12月頃に供用開始できる見込みであることから、条例改正を提案するものでございます。

議案書3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項の無料駐車場の表に、ひたちなか市佐和駅東口北自転車駐車場の名称、位置を追記するものでございます。

なお、佐和駅東口南側の自転車駐車場、それと佐和駅西口の自転車駐車場につきましては今後工事を進めてまいりますので、供用開始に併せて、改めて条例改正のご提出をさせていただきます。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○鈴木委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第114号 ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 着座で失礼いたします。

議案第114号 ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本市には、石川町、馬渡、枝川、佐野の4つの市営プールがございますが、石川町プールにつきましては、昭和39年3月の竣工から60年が経過するところであり、管理棟の柱や、内外壁及びプールサイドの亀裂や損傷、またプール槽の漏水など、施設や設備の老朽化が著しい状況でございます。

今年の3月に実施いたしました法令で定められております3年ごとの建築基準法12条点検の結果では、建物躯体にひび割れが多く発生している状況にあり、特に管理棟躯体の剪断クラックの状況から、大きな地震に耐えられるものではないとの指摘を受けております。

管理棟東側の柱16本中、損傷がある柱は10本、損傷軽度は3本となっております。開設

に当たりましては、利用者の安全を第一に考える必要があることから、管理棟を使用した開設はできないと判断しており、プール槽の漏水についても、どこから漏れているか分からない状況において、改修は困難な状況でございます。

このようなことから、5月22日の6月庁議において、石川町プールの廃止について審議を行い、廃止の方向を決定。5月24日、市長決裁によりまして石川町プールの廃止案を決定し、廃止の手段として、本定例会にひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご提案をさせていただきました。

議案書3ページの新旧対照表をご覧ください。

左の第2の表から石川町プールの名称と位置を削除するとともに、別表第8条関係の別表2の占有使用の場合の表から、50メートルプールを削除しようとするものであります。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 石川町プールが著しく老朽化しているということは分かるんですけども、設管条例から廃止するという事は、その場所にもうプールは造らないということがあるわけですよ。市はそこに図書館を造るんだということは言っているわけですけども、その場所にもうプールは造らないということの説明がなされていないので、その辺りをちょっと伺いたいと思います。

○鈴木委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 そちらの場所にプールは造らないということにつきましては、その立地条件としまして、既に周りの環境が当初建っていた状況と変わり、マンション等が建ち並んで、外からプライバシーが侵害されるような場所であるということがございまして、かつ、建て直しという部分に関しましては膨大な費用がかかるということもございまして、そちらの場所に建て替えをするということは、プールとしては適地ではないというふうにスポーツ振興課としては判断してございます。

それ以外のプールを含めまして、今後のプールの在り方については今後検討していくような状況でございます。

○鈴木委員長 宇田委員。

○宇田委員 それで、それ以外のプールの在り方も含めて今後検討ということなんですけども、石川町プールは、50メートルプール、25メートルプール、幼児プールというものがあって、ほかの3つのプールにはやっぱり代えられないようなものだったというふうに思うんです。そのプールがなくなるということで、今後検討するということなんですけども、それが広く市民に周知されていないくて、もうプールはなくなってしまうんだということだけが印象深くあると思うんです。

ということで、今後、その場所にプールはもう建てないけども、広くひたちなか市として、市民の憩いの場である、プールだけとは限らず、そういう憩いの場について検討していくというようにも含めて、何か市民に周知していただきたいというふうに思っているんですけど

も、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 今回、急に石川町プールについては先行して廃止というような状況になってしまいましたけども、その中でも、今回の開設についてはご説明する最後の機会だったということもありまして、来場される皆様につきましては、今回こういうふうに至ってしまった経緯を説明したチラシのほうをお配りさせていただきまして、その中で、簡単なアンケートということでご意見を伺ったような状況もございます。

このご意見については今後検討する中で、来年以降は、ほかのプールの利用者であったり利用団体であったり、それから関係の地域の住民であったり、さらには多くの市民の方からご意見を伺えるような機会を設定した上で、今後の検討に進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第117号 消防ポンプ自動車購入売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 着座で失礼いたします。

議案第117号 消防ポンプ自動車購入売買契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、消防団の消防ポンプ自動車購入売買に伴う契約案件でございます。

令和5年3月の定例会におきまして、令和5年度から6年度までの期間で2,748万4,000円の債務負担行為を設定させていただいております。

契約の内容につきましては、指名競争入札によりまして、契約金額2,629万円で、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所所長、家元 昭と契約を締結しようとするものであります。

購入車両につきましては、稲田地区を担当します第28分団の車両1台であります。

現行の車両につきましては、平成10年12月に購入したもので、25年が経過しようとしており、経年劣化と故障時の部品調達が困難になっていることから更新するものであります。

仕様につきましては、消防ポンプ自動車CD-I型の標準艀装に、本市が指定する装備や付属品などを加えたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○鈴木委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

それでは次に、陳情の審査を行います。

継続審査になっております陳情第36号 市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求めることについてを議題とします。

陳情書につきましては、お手元に写しを配付しております。

朗読は省略いたします。

早速ですが、何かご意見等がありましたら発言を願います。加藤委員。

○加藤委員 本陳情につきましては、3月、6月と審査を行ってまいりました。その上で、意見を述べさせていただきたいと思えます。

多くの市民にとって、市報は市が発信する情報を得る大事なツールであり、市としても、一人でも多くの市民の元に情報を届ける努力をすべきと考えます。

今の自治会を通しての配布では、確かに自治会未加入者のところには届いていないのが現状ですが、陳情者の方が10年前から要望されていても改善されていないとあるように、全戸配布に関しましては、配布方法や費用の面等、課題が多いことも理解しております。

また、自治会未加入者であっても市の公式LINE等で市の情報は得られるので、紙媒体の市報は要らないという声もあります。

本市の公式LINEではハザードマップや避難所の場所等も確認することができますし、知りたい情報をいつでも見ることができるというメリットもあるように考えます。今は高齢者の方でもLINEを使っている方も多く、市の公式LINEの登録者を増やすことで、より多くの方に情報を届けることもできるのではないかと考えております。

その上で、どうしても情報が届かなくなってしまう方には、個別に郵送する等の方法を考えていただければいいのではないかとというふうにも考えております。

以上のことから、この市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求めるという本陳情は不採択とし、執行部の皆様には、それぞれが受け取りやすい方法で情報を得られる仕組みを今後も検討していただきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにご意見等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 なきようですので、ただいま不採択というお話がありました。この後、採択に関する意見が出ておりますので、今回ここで採択をしたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「採決」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 そうですね。採択でなく、採決ですね。失礼しました。採決を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 私は、この陳情を採択すべきとの立場で討論します。

市報、防災マップなどの情報発信は全市民に対する行政の責務であるという前提の下、紙媒体にこだわることなく、あらゆる媒体、方法を通して、全市民に周知することが必要です。

現在、高齢を理由に自治会を脱退する市民が増えていることから、自治会脱退をしても、市報など行政からの情報が届けられる手法を考えることが必要だと感じます。

陳情者の本意は、公共施設などに自分で取りにも行けない、SNSも使えない、特に高齢者などが、情報がいないために不利益や不便な思いをしたり、一たび災害時には命に関わる危険につながることを懸念しており、それは単に紙媒体で配布すれば解決する問題とは思えません。

自治会加入を訴えることとは別の問題として、市の情報をいかに全世帯に届け切るか。同時に、その情報を使って、誰もが安心して暮らし続けられるようにすることを本気になって検討すべきと考えます。

本陳情は全世帯に配布を求めるということになっていますが、陳情者の本意は、必ずしも紙媒体のものを全戸配布してよしとするものではないと解釈した上で、本陳情は採択すべきと考えます。

○鈴木委員長 ほかに討論ございますか。深谷委員。

○深谷委員 今の採択に関しての意見は、この陳情に関しての意見で、この内容とちょっと逸脱しているかなというふうに感じるんですけど、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○鈴木委員長 それでは、委員会を再開します。

発言等があれば発言を願います。宇田委員。

○宇田委員 そうしましたら、私、この陳情者の表題は、全戸配布を求めるといふ陳情になっておりますので、この本意は十分に理解するというところで、趣旨採択すべきという立場にしたいと思っております。

○鈴木委員長 それでは、ただいま宇田委員の最初の討論につきましては、採択ではなくて、趣旨採択を求める討論だったということですのでよろしいでしょうか。

では、その他、討論がございますでしょうか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 私も、ちょっと意見は控えていたんですけど、SDGsなどでは、一人も取り残さないという精神でいくということが、今、時代の流れになっているようなときですので、やっぱり全世帯に行き渡らせるためにはいろいろ努力しなければならないということも課題としてはありますので、この陳情は、趣旨採択ということも今言われましたので、私もそのような立場でのことで、趣旨採択でいいのではないかというふうに考えております。

○鈴木委員長 ほかに討論ございますか。薄井委員。

○薄井委員 今回の市報の全戸配布を求める陳情ということではありますが、今回、3月と6月と2回に分けて、そして今回、3回目ということでもあります。その中で、この市報の全戸配布というのは、先ほど意見が出ているように、これは最近の問題じゃなくて、もうずっと長らく、この全戸配布すべきかしないか、あるいは自治会に加入している方のみなのか、あるいは未加入の方もなのかというふうなのは、これ、延々と、ずっともう続いているわけなんです。

その中で、今回は市報を全戸配布すべきだということでもありますけど、最近、市報というのは、紙媒体だけじゃなくて、様々な、SNS等、あるいはいろいろなもので情報のほうを皆さん市民が共有されていると。そういう観点から、必ずしも紙媒体で市報を配るべきだということとは、果たしてどうなのかなと。

また、これ、例えば自治会連合会とか、全体から強い要望で上がっているというのであれば、もちろんそれはしっかりと議論しなくちゃいけないことではと思うんですけど、今現在、市のほうでは、様々なところにも配布したり、様々なところにも設置しているということがありまして、少なくとも手元に、あるいはいろんな形で情報は、市報の中身は共有されていると。

そういうわけでもありますので、これから、もちろん市のほうで、しっかりと、この近隣の、あるいは全国的な市報の配布の仕方を検討していただく中で、今現在、この市報の紙媒体を今すぐ全戸配布するというのはどうかなというふうに思いますので、私としては、今回の陳情は反対の意見とさせていただきます。

○鈴木委員長 それでは、今は不採択での討論だということによろしいでしょうか。

ほかに討論ございますでしょうか。深谷委員。

○深谷委員 私も、不採択という立場で意見を述べさせていただきます。

6か月間、総務委員会で議論をし、執行部等の内容も聞きながら、市の状況、また、市民の方からも、我々いろいろヒアリングをした中で、確かに行き届かない点ということはあると思うんですけど、陳情者が言うように、10年間の間に、じゃ何か変わったかということ、SNSがかなり広まったと。2万5,000件ぐらいLINEが入っていると今聞いておりますけども。

あと、配布場所とかいろいろ、変わっていないことではなくて、情報に関しての発し方が変わっているので、その辺をやっぴりもうちょっと幅広く、さらに煮詰めていけばいいのかなというふうに思っております。

また、日立市等もという話がありましたけど、私も日立市のことをちょっと同僚議員から確

認したところ、費用がかなりの部分と、配布の際もいろんなやり方をしながら、試行錯誤しながらということをお伺いしましたので、やはり全棟というか、市民の方に流す、広める情報というのは、先ほどもありましたけども、紙媒体、電子媒体、その他、もしかしたら個人配布ということも考えなければならないことにはなると思いますので、この6か月間の意見を総的にまとめると、陳情者の意見に対しては、全棟がするべきだということに関してはやはり不採択ということにしたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 先ほど申し上げましたけれども、あくまでも陳情者のこの表題というのは、全戸配布を求める陳情ということでありますので、先ほど申し上げました意見のとおり、今後も執行部といたしましては、いろんな形を使って、市民に情報を届けることを努力していただくということが続けていただきたいという意見を申し上げまして、今回の陳情に関しましては不採択ということではないかと思えます。

○鈴木委員長 ほかに討論、ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

ただいま、趣旨採択を求める討論と不採択を求める討論、この2つがございました。つきましては、趣旨採択、もしくは不採択を図る採決を行いたいと思えます。

それでは、これより採決を行います。本件は趣旨採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○鈴木委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で陳情の審査を終了します。

執行部は退席をして結構です。

(執行部退席)

○鈴木委員長 次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

閉会中の委員会活動について、委員の皆様からご意見等がなければ今回は見送りをしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、閉会中の委員会活動については、今回、見送りたいと思えます。つきましては、本会議最終日の閉会中の継続調査申し出については提出を行いませんので、よろしく願いいたします。

次に、その他に入ります。何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 なしですね。それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これもちまして今期の総務生活委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時40分 閉会